

Title	英国々民保険法に於ける失業保険制度
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	三田学会
Publication year	1913
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.7, No.1 (1913. 1) ,p.89- 122
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19130122-0089

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

(元、一、二、三、五、歳將に暮れなんとして歸省の途に就かんとするの日、之を稿了す。)

英國々民保險法に於ける失業保險制度

堀 江 歸 一

英國々民保險法(National Insurance Act, 1911. 1 & 2 Geo. 5. Ch. 35)が國民健康保險と失業保險と二種の保險に對する規定を包容すること、既に世人の知る所の如し。社會保險若しくは勞働保險の祖國たる獨逸帝國の制度に於ては、疾病、老年、癱疾、變災、遺族扶助等各種の項目に對して、保險の規定を設くと雖も、獨り失業の一事に對しては、其勞働者の生活に於て、重大なる危險を及ぼすに拘はらず、未だ之を保險の項目とするに至らず。國家の全體より見れば、獨逸と雖も、敢て失業保險其ものを開却するものに非ず。此問題は屢々帝國議會の討議に上り、討議者の多くは、ゲント制度を帝國に採用するを可なりとする意見を陳述したり。蓋し、ゲント制度と稱するは、市政府に於て職工組合に補助金を交付し、組合員間に保險の利益を與ふることを主眼とするものなり。而して之を獨逸帝國に採用す可しと云ふは、畢竟

90 其實行の容易なるを以て、重なる理由とするものと認む可し。現に千九百二年職工組合大會がスツ、トガルトに開催せらるゝや、同一趣意の決議を爲したることあり。又ストラスブルヒの如き千九百七年以來此制度を採用したるの實例ありと雖も、本來同地方の如き十七萬人内外の人口を有する都會に於て、實行せらるゝに止まり、未だ一般の注意を惹起すに足らず。而して平生勞働者の組織に對して好感情を有せざる帝國政府が職工組合を補助して、失業保險を施行せしむるが如き容易に望む可からず、帝國政府自身も依然失業保險創始又は運用の困難を理由として、之を峻拒するものと認めざるを得ず。

斯る場合に英國が國民保險法の一部として、失業保險制度を制定し、範を他國に示さんとするは、最も注目し値すとせざる可からず。先づ失業保險法の概要より説明せんに、失業保險は強制に據るものと、任意に據るものと二種に大別し、強制保險は當初試験的に建築并に機關工業に對して、之を適用するに止む。蓋し是等二箇の事業に於ては勞働者使傭の状態最も不規律にして、ロイド、デヨー、デ氏が頻繁に變動する不確定事業と云へる言に適合するものあるを以てなり。斯く保險法

に於ける被保險事業(The 'Insured Trades')は表面二種なりと雖も、更に其内容を解剖するときは、七種の多きに上るを見る。即ち左の如し。

一、建築業。建物の建築變更、修繕、裝飾、取壊外に普通建築業者の行ふ木材組立をも含む。

建築業は商業上の景氣如何に依て、最も變動を蒙るものなりと同時に、季節的變動をも免かれず。殊に近年は建築法の改良に依て、使傭の状態に影響を及ぼすこと少なからず。

二、土木事業。鐵道、港灣、運河、橋梁其他の土木事業、之に關する修繕變更を含む。是等の事業は勞働者使傭の多寡に異動多きのみならず、天候の變動に依て、事業の進行を左右せらる。

三、造船業。端艇、船舶部分品、綱具、是等の修繕變更を含む。

91 此事業は商況の變動に依て、支配せらるゝこと多し。蓋し船舶は各種産業の貨物を輸送するの任に當るを以て、一般商業の沈滞は造船業に對して累積的影響を及ぼさざるを得ず。商業沈滞の際には、一地方に於ける造船業勞働者の三分

の一乃至五分の一が失業者たることを敢て稀ならず。

四、機械工業。各種の機械工業并に銃砲製造業を含む。

五、鑄鐵業。

是等二業は平生産業上の要具を製造するものなるが故に、一旦不景氣にして起らんか、他の諸製造業の不振の影響集合して、是等二業に打撃を加ふるに至る可し。

六、車製造業。車輛並に其部分品の製造及び是等の修繕を含む。

此事業は自轉車、自働車製造、荷車、鐵道車輛の製造に關するものにして、使備の状態不規律なるに加ふるに、自働車製造の如き、季節の影響を蒙るものあり。

七、鋸輪機製造。此事業は建築業と關聯し、建築業に伴ふ變動を免かれず。

保險法は以上七種の事業を總稱して、建築并に機關工業とし、國民保險法中の失業に關する規定に於ては、之に被保險事業の名を下し、是等事業に使備せらるる労働者に對して、保險を強制せんとするものなり。

然らば是等事業に使備せらるる労働者即ち被保險者の數は幾何に上るか。英

國に於て各種職業に使備せらるる労働者の數は千九百一年に於ける現在の調査を以て、最近のものとし、政府の爲めに保險法の立案に従事したる、アクチュアリー、トーマス、ジー、アックランド氏も亦之を基礎とし、千九百十二年七月に至る増加率を算出して、以て被保險者の數を約二百五十萬人としたり。是等二百五十萬人中、職工組合に屬するは纔に四十六萬五千人にして、然も此四十六萬五千人中、旅行惠與金を除き、純然たる失業惠與金を交付する職工組合に屬するは、三十五萬人を數ふるに過ぎず。ロイド、デヨー、デ氏が保險法提案の理由を説明したる演説の一節に於て、労働者は保險を不必要なりとして、之を付せざるか、否事實は之と正反對にして、保險の必要を痛切に感ずる者が却て之を付せざるの狀に居れり。而して其理由は絶對に保險料を支拂ふ能はざるか、又は支拂を繼續する能はざるの一事に存すと云へるは、畢竟如上の事實に基くものとす。(The People's Insurance, pp. 11) 故ゴッジエン卿は千八百八十四年恰も獨逸に於て労働保險法の一部を制定し、他の部分を討議しつつある際、マンチエスター、オッドフェロース組合に臨み、英國に於ては職工組合と共濟組合とは從來ギルドの爲したる所を繼承し、保險の如き現に

94 勞働者の自治團體に依て行はるゝを以て、獨逸の如く國家の干渉を施すを必要とせずとしたり。(Essays and Addresses on Economic Questions p. 344—54)此種の意見は永く英國に行はれたりと雖も、前掲の數字若しくはロイド、デヨー、デ氏の意見を以てするときには、其今日に於て承認す可からざるものたるは論を俟たず。社會政策の見地より云はんか、共濟組合又は職工組合の行ふ任意保險の缺點は其社會一局部を對手とするに止まるの一事に存す。而して貧窮、不健康、浪費等の點に於て極端なる状態に居り、加ふるに常に劣等なる職業に就き、又頻繁に失業する者は多く、保險の恩恵に浴する能はずと雖も、一國に於て常に貧困者の階級に入るは即ち此種人民に外ならずとすれば、任意保險は其最も必要なる方面に對する防護の方法として、失敗するものと云はざるを得ず。此點より保險を強制し、全社會に防護を施すを以て、急務とするの議論を生ずるものにして、強制保險の論據は此一事を以て、最も有力なるものなりとす。(S. Webb, The Prevention of Destitution. P. 168.)固より任意保險に伴ふ利益の大なるものあるは、世人の諒とする所にして、勤儉の精神を養ひ、自治の習慣に親しましめ、將來の要求の爲めに、現時の快樂を犠牲に供する克己心

を強からしむる等其重なるものなりと雖も、今日社會生活の狀況に於ては斯る任意保險制度を以てしては其利益の及ぶ範圍は自ら社會の一部に局限せられ、任意保險の利益必ずしも社會全體に對して、大なる利益たるを得ざるの憾あり。任意保險は宜しく其維持普及を謀る可しと雖も、之に依て強制保險の必要を否認す可からざるなり。

95 英國が工業發達の點に於て他の諸國を凌駕するに拘はらず、從來保險の制度を缺き、之を職工組合に委して、顧みざりしは奇なりとせざる可からず。唯英國は全然失業者の救助を闕却したるに非ず、保險以外の方法に依て聊か救助を試みたるの跡あり。其一は救貧法の救助なれども、失業者は失業の爲めに生活に困難を來しながら必ずしも直に救貧法の救助を求めず、其之を受くるまでに、或は一時的勞働に就き、或は浮浪者の列に入り、品性健康を傷けたる後に、漸く救貧院に收容せらるゝの有様なるのみならず、救貧院の收容と同時に全然家庭を解散するが如き悲惨事を演出するに至らざるを得ず。次に失業者救助策として、英國政府の行ひ來れるは所謂貧窮救助工事(Distress Works)是れなり。即ち千八百九十二年地方事務

局は各地方の市政府に失業者救助の爲めに、土木工事を起す可きことを勸告し、其結果九十六の地方自治體は此種の工事を開始して、數千人の失業者に職業を與ふるを得たり。當時此點に最も力を致したるはグラスゴウ市にして、千八百九十五年の冬季に於ては石工として三千五百人の労働者を使役し、彼等に一日三食并に一志を給與し、又千九百五年には倫敦并に七十四の地方自治體に於て、救助工事の爲めに、四萬一千の労働者を使役し、一日七時間乃至八時間を以て労働時間とし、一時間に付き五片乃至七片の賃銀を與へたり。政府は是等救助工事の事例に鑑みて千九百五年失業者法(The Unemployed Workmen Act)なるものを制定し、大都市には貧窮者救助委員會(Distress Commission)なるものを組織するの權能を地方事務局に與へ、此委員會をして地方官憲と協同して、失業者の爲めに職業を見出し、又救助工業を起さしむることとし、先づ人口五萬人以上の都市に實行し、一萬人以上の都市は地方官廳の承認を経れば、實行するを得るの規定を置きたり。

故に國立勞働取引所の設立は失業問題解決の爲めに、如上の方策を不完全なりとし、之を助長し、大成するの目的を有するや論を俟たずと雖も、取引所の事業が失業者に對する關係は、單に、スペースに於て労働の需要と供給とを調和し、以て失業者の苦痛を脱せしむるに止まり、スペースの外に、タイムの點に於て失業者をして失業の苦痛を輕からしむる道なかる可からず。此目的を達するには、一に失業保險法の効果に頼るを必要とす。此事たる從來社會政策を奉ずる學者論客に依て、主張せらるゝこと甚だ久しきが如しと雖も、最も世人の視聽を動かしたるは、此點に關する救貧法調査委員會の報告に外ならず。即ち多數委員は失業者救済に對する一策として、失業保險制度を擧げ、左の諸件を報告したり。

(一)失業保險制度を創設し、又之を助長し、殊に不熟練無組織の労働者に之を及ぼすは失業の爲めに生ずる貧困を救済するに絶大の効果あること

(二)此目的を達するは特定せられたる條件の下に、公共の資金を投じて、醜金に充て、以て其完成を期する程重大なること

(三)此形式の保險は今日現に存在する労働者の團體又は將來公共醜金に参加するの望を以て起る可き團體を利用するを便利なりとすること

(四)從來内外國に存在する計畫は直に其採用を値するまでに、缺點を存せざるに

非ざるものなること

Report on the Poor Laws and Relief of Distress. Vol. II. pp. 233—34.

而して少數委員は國家が職工組合と競争して、失業保險を行ふの可なることを否定したれども、他方に於ては、吾人は國家が職工を扶助獎勵し、失業に對して保險せしむることを提言す。歐洲大陸に於て行はるゝ如く、職工組合に公共資金を割ひて助成金を下付し以て失業保險を擴張するの計畫は此國に於て採用せらる可きものなることを報告したり。Report Vol. III. P. 663. 本報告に次いで發行せられたる附録數十冊の内第八并に第九の兩冊は何れも失業問題に關するものにして多數少數兩委員が右の結論を爲すに當て、參照したる一切の資料網羅せらるゝと雖も、此點に關する説明は姑く之を他日に譲らんとす。

斯の如く英國に於ける失業保險制度は職工組合の行ひたる從來の方法を以て不満足と認め、之を存置しながら、一方には國家の制度を設けて、其完成を謀れるものなることを知らざる可からず。然らば英國の失業保險に於ては、如何なる勞働者を以て、被保險者たる勞働者なりとするか。同法第七條は此點に關する解釋

を下し、勞働者と稱するは全然又は主として肉體上の勞力を以て明示又は默認若しくは口頭又は文書に基く契約の下に、傭者に依て使役せらるゝ、年齢十六歳又は其以上の人にして、失業者と稱するは若しも使役せらるゝときには、如上の條件を充すを得るものを云ひ、徒弟は此列より除外す」としたり。故に年齢十六歳以上の所謂體力勞働者 (Manual Laborer) は男女の別を問はず、熟練不熟練の差に拘はらず、被保險事業に従ふときは、即ち強制被保險者たらざるを得ず。而して皇室に使傭せらるゝ、勞働者にして、其身分に保障あり、又恩給金の下付を受くる者の外、被保險者たる可きの規定なり。商務院は今後勅令を以て、被保險事業の種類を増加するを得るも、勅令發布後三箇年内に國家の釀金を百萬磅以上に達せしめざるを以て、其限度とせざる可からず。又商務院は被保險事業に附屬する事業を強制保險の項目より除却するを得れども、此場合には勅令は議院の承認を経るを要す。

二

100 する労働者一名に付き同額の醗金を爲し、國家は双方の醗金五片の三分の一に當る一片三分の二の醗金を爲し、全體の醗金をして六片三分の二に達せしむ。但し労働者は時に一週間に足らざる期間内に於て、一の備者に使役せらるゝことあるを以て、之に備ふる爲め、使備期限二日以上に及ぶときは、之を全週と同一に計算し備者労働者をして五片の醗金を支拂はしめ、二日又は其以下なるときは、備者并に労働者をして一日に付き各一片の醗金を支拂はしむるの規定を設けたり。兒童にして年齢十六歳以下ならざるときは、保險法を適用せらるゝと雖も、十六歳以上十八歳以下の者の醗金は労働者并に備者共に各一片とし、又以上諸種の場合に於て國家の醗金は兩者醗金額の三分の一とす。試に前記の關係并に金額を表示すれば左の如し。

年齢并に使備期間	備者	労働者	國家	合計
十六乃至十八歳の労働者	毎週 ^一 片	毎週 ^一 片	毎週 ^〇 片	毎週 ^二 片
十八歳以上の労働者	毎週 ^一 片	毎週 ^一 片	毎週 ^〇 片	毎週 ^二 片
(a) 一週間又は二日以上使備せらるゝ者	二 ^片	二 ^片	一 ^片	六 ^片
(b) 二日又は二日以下の使備に就く者	毎日 ^一 片	毎日 ^一 片	毎日 ^〇 片	毎日 ^二 片

労働者失業中は其原因の如何を問はず、又保險金を交付せらるゝと否とに拘はらず、醗金を支拂ふを要せず。又國家は失業保險基金の收入の一割を超過する保險行政の費用を負擔するの規定にして、隨て普通の醗金總額六片三分の二より其一割に相當する三分の二片を控除し、殘額六片は如何なる場合に於ても保險金に供せらるゝの豫定なり。但し被保險事業の多數は他の事業に比較して、失業を生ずるの機會甚だ多く、加ふるに保險料算出の基礎は既往に據る可き材料の存せざりし結果、不正確の嫌なきを得ざりしを以て、計畫の安全を期する以上は、保險料を或る程度まで高率に置き、例へば労働者の醗金三片、備者の醗金四片、國家の醗金三片とするを必要としたるや、未だ知る可からず。醗金を此程度に置かんか、失業時に支拂ふ保險金を九片とし、尙ほ幾何か事變に備ふる資金を存じ、健康保險の下に於て疾病時に支拂はるゝ保險金と均衡を保たしむるを得たるの道理なり。元來備者と労働者との醗金を同額に置くは公平を得たるものに非ず。労働市場には常に多數の失業労働者存在し、現在職業を有する労働者に對して豫備労働者たる

の地位に居るが故に、傭者は労働者を使傭するか、將に解雇するか、絶對の自由を有し、此關係より疾病に比較して、失業は多く傭者に於て之を作爲するの傾あるに於ては、保險料が傭者に對して、高きは之を免かる可からず。今日の計畫にして假に失敗するが如きことあらんか、改正方針は必ず此方面に向ふ可きこと略ぼ世人の豫期する所なるが如し。

傭者が一週間に充たざる短期間労働者を使役し、労働者は一の傭者より解雇せられて、他の傭者を求めんとする際に、之を見出す能はず、爲めに失業の状態に陥るは屢々見る所にして、彼の一時的労働者の生活上に於ける困難の如き、主として斯る使傭の状態に關聯するものとす可し。今國民保險の規定を見るに、醸金支拂額に、或る用意を施し、保險法に依て、或る程度まで失業の弊害を緩和することを期したり。即ち傭者が二日又は二日以内の短期間労働者を使役するときには、一日に付き一片の割合を以て保險料を醸出せざる可からざるが故に、假に傭者が一週間に各二日を限り三名の労働者を相次いで使役したりとせんか、醸金の負擔は六片に上り、一週間繼續して、一人の労働者を使役する場合に比較して、負擔は二倍四の

多きに達せざるを得ず。此事たる、傭者に取つて、繼續労働よりは一時労働をして高貴のものたらしめ、隨て一時労働の使役を制限せしむるの趣意に出でたるものと認む可し。但し保險法第九十九條は多少傭者の負擔を輕減せんが爲めに、労働者が労働取引所を通じて、一の傭者の下に職業を得たるものなるときは、取引所は傭者と協議の上、保險簿を保管し之に印紙を貼附し、且つ傭者が總て取引所を経て労働者を雇入れたる場合には、其人數の如何を問はず、總て之を一人と認むるの規定を設け、労働取引所を利用する傭者に對しては、假令其労働者使傭の状態が一週間内の短期間に於て斷絶し、繼續的使傭を爲さず、又多數人を使役するも、尙ほ全週間同一の人を使役したる場合の醸金を支拂ふに止まるものとす。此規定は前掲一時的使傭に對する醸金額を高率にしたる趣意に牴觸するが如しと雖も、敢て然らず。此規定あるが故に、傭者は勢労働取引所を利用す可く、取引所の利用盛ならんか、自然一時的労働者の跡を絶つを得るの事實に顧みるときは、首尾相關聯せるものあるを認めざる可からず。以上傭者に就て論じたる所は労働者に就て之を見るも亦同様にして、前記第九十九條の末段には、労働者が労働取引所と協議せ

104

る備者二人以上に就て労働するも、尙ほ一週間を通じ、一人の備者に就て労働したる時と同一の醜金を支拂ふに止むと規定し、以て労働者が取引所を経て、例令ひ備者たる對手は異なるも、一週間々断なく、労働に就かしむることを期したり。

醜金徴收の方法を見るに、健康保險の場合と同じく、備者より備者自身并に労働者双方の醜金を合せたるものを徴收し、備者に對して其労働者に支拂ふ可き賃銀の内より、労働者の醜金を控除するを許容す。然も備者自身の醜金を賃銀より控除するは違法にして、控除を爲す契約が備者と労働者との間に締結せらるゝも、全然無効なりとす。醜金は備者自ら郵便局に就て、特に調製せられたる印紙を買入れ郵便局は其代金を商務院に送付することに依て、拂込の手續を了する次第にして一方に備者は此印紙を労働者の保險帳簿に貼付し、以て支拂の證據とす。換言すれば備者は毎週五片の印紙を貼付し、其半額を労働者に支拂ふ賃銀より控除す。隨て外見に於ては、労働者は賃銀の一部を減却せらるゝが如しと雖も、備者自ら二片半の支出を爲すが故に、實質に於ては同額の賃銀増加の行はれたると異ならず。又備者を通じて、労働者に代つて、保險料を徴收するは、一に費用節約の趣意に出づ

るものにして、備者が多數の労働者に代つて、保險料の拂込を爲さんか、印紙を購入し、帳簿に記入する等一二の手續を以て之を果し、其簡單なること、多數の労働者に就て、一々徴收すると同日の談に非ざる可し。

被保險者たる労働者の年齢六十歳に達するときは、被保險者は従來自己の支拂ひたる醜金と失業保險金として交附せられたる金額との差に二分五厘の利子を加算したるもの、拂戻を受くるを得、又六十歳に達し、此拂戻を受けざる間に死去するときは、相續者に於て、拂戻を請求するを得。故に被保險者にして、繼續的事業に就き、失業の爲めに保險金を受くること少なかりし場合には、拂戻金自ら多額に上る可きを以て、此規定は職業の確實を維持するの效果ありと認めらる。同時に備者に對しても、一の労働者に繼續的職業を與ふることを獎勵する爲め、十二箇月間繼續して、一の労働者を使役したる備者には労働者の爲めに支拂ひたる醜金の三分の一を返還することゝしたり。

105

三

106 次に失業保險法に於ける保險金に就て見るに、保險金の金額は一週七志にして毎十二箇月に付き十五週間を最長限とし、失業の初週以後失業の期間を通じて、支拂はるゝものとす。労働者にして年齢十七歳以下なるときは、保險金を受くる能はず、年齢十七歳以上に達し、頻繁に失業の危険を感ずる時まで、醗金を蓄積し、以て後年の用に供ふるを期し、隨て年齢十七歳乃至十八歳の者は十二箇月に付き十五週間を最長限とし、一週間三志六片の保險金を受くるに止まる。又如何なる場合に於ても、五回の保險料拂込に付き、一週間以上の保險金を領收する能はざるの制限を存す。立案者は此規定の趣意を説明して、此規定は壯年の際堅實に労働する者に何等の困難を感せしめず、却て後年又は産業不景氣の時に當り、彼等の保險金に對する請求權を大ならしめ、労働不能又は怠惰なる者の保險金請求に制限を加へ、又被保險事業に於て一部の労働を爲すと同時に他の事業に於て一部の労働を爲す者の權利に自動的制限を加ふるの效果ある可しとしたり。而して保險法は労働者が速に保險に加入することを獎勵する目的を以て、一種の便法を設けたり。即ち前記の規定に據るときは、被保險者は二十六回の醗金支拂を終了し、第二十七

週に至りて、失業するや、十二箇月内五週間の保險金を領收するを得るものなるが、加入獎勵の爲め、本法施行前被保險事業に従事したる労働者は毎三箇月五回の割合を以て其二十五回に達するを最高限とし、實際支拂ひたる醗金額を加重することとしたり。故に從來規則正しく被保險事業に従ひたる労働者は保險金領收に必要な二十六回の醗金を爲したるときには、五十一回の醗金を爲したるものと認められ、十週間失業保險金を領收するを得べく、更に六箇月繼續して醗金を支拂ふときは、全十五週間保險金を領收するを得。

但し保險法は試験の意味を以て實行したると、計畫の基礎としたる資料の不確實なるとの事實を慮り、商務院は必要と認めたる場合には、保險金を適宜増減するを得るも、尙ほ六志以下に至らしむるを許さず。

107 労働者は保險帳簿を以て、失業保險金を請求する證書とす、労働者は労働取引所職工組合又は郵便局に就て同帳簿を受取り、毎週賃銀支拂の際之を備者に呈示して、以て印紙貼付の手續を爲す可く、斯く印紙を貼付したる保險帳簿は即ち労働者の被保險者たることを證明し、法定の條件の下に、之に保險金を請求する權利を與

ふるものなり。而して其法定の條件と稱するは、(一)被保險者が既往五年間に於て、少なくとも二十六週間被保險事業に於て労働したることを證明し、(二)定形式の下に失業保險金を請求し、請求の日時以後繼續して、失業の状態に居ることを證明し、(三)自ら労働に就く的能力を有するも、適當なる職業を求むる能はざることを證明し、(四)五回の醜金に對して、一週間の保險金を限度とする權利を喪失し居らざることを證明するを云ふ。但し労働者が(a)労働紛議に基く労働停廢の爲めに空虚と爲れる地位の補充(b)自己が從來收めたるより低き賃銀又は從來行はれたるより劣れる労働條件の下に在る職業の提供(c)從來労働したる地方に於けるよりも低き賃銀又は劣れる労働條件の地方に於ける職業の提供を拒絶するは敢て前記法定條件を充足せざるものと認めず、以て組織ある労働運動の自由を認むると共に、一方には労働者が不行狀の爲めに職を失ひ、又は適當の原因の存せざるに職業を離れたるときは、六週間を限り、保險金領收の權利を停止し、禁錮せられたるときは禁錮中、權利を停止し、救貧院に收容せられ、又は外國に赴きたるときは、全然權利を奪ひ、國民健康保險法に於ける保險金を領收する間は、失業保險金の支拂を停止す。

前記b、cの兩項に據り、被保險者たる労働者が標準賃銀率以下の賃銀を以て労働することを拒絶したるの結果として、失業の状態を繼續し、又は此状態に陥るも失業保險金の交付を受くるを妨げざるの一事は世上に聊か議論を存する點なるが如しと雖も、本來標準賃銀率の維持は職工組合に於て多年固執して、以て今日に至り、常に學者の賛成あるに止まらず、官業并に政府に對する請負事業に適用せられ、又多數の傭者の承認する所なり。固より現時に於ても尙ほ所謂「不公正なる店舗」(Unfair Shops)ありて、標準率以下の賃銀を以て労働者を使役するの手段を講じて已まず。隨て職工組合は之に對抗する爲め、組合員の斯る「不公正なる店舗」に使役せらるゝことを禁止し、使役せらるゝ者には、除名の制裁を加ふ。故に保險法に於て、被保險者が標準率以下の賃銀を受くることを拒絶して、爲めに失業したる場合に於ても、尙ほ之を自己の發意に基く失業と認めて、保險料の支拂を停止せんか、職工組合の根本的主張に打撃を加ふるに至るを以て、結局b、c兩項の規定を認むるに至れるものなり。然も此結果として自ら一地方に行はるゝ標準賃銀率をして

110

其地方に於ける總ての事業に對し強制的効果を有するに至らしめたるの事實は之を認めざる可からず。但し傭者が全く職工組合員を使傭せざるか、又は勞働者が組合を退くときは、如上の問題を生ずることなし。

被保險者たる勞働者が保險金を請求する法定條件中自ら勞働に就く的能力を有するも、適當なる職業を求むる能はざることを證明するの一項を擧げたるが、勞働者は如何なる方法に依て此證明を爲さんとするか。此點に就て有用なるは勞働取引所の制度にして、規則正しく同取引所に赴き、失業登録を行ふに拘はらず、尙ほ職業を得ざるを以て、右の證明に充てしめんとす。此事たる、一方に勞働取引所の効果に依頼すると共に、他の一方に於ては、失業基金を保護するものなり。

次に保險法に於ては如何なる勞働者を以て被保險者たる勞働者なりとするか。疾病保險に於て、被保險者の虛病に依て、保險金を詐取せらるゝの弊害を防止する必要あると同じく、失業保險に於ては、被保險者が失業したる場合に、別に新職業に就くことに最善の力を致さず、保險金の收入あるに安じて、永く失業の状態を繼續する弊害を杜絶せざる可からず。然も人の虛病を發見するに比較せんか、人が任

意にて失業の状態に居るか、此状態に居るを不本意なりとするかを糺すは甚だ困難にして、此點に於ける識別を誤まらんか、失業保險の制度をして、懶惰なる者の爲めに、勤勉なる者に負擔を加ふるの具たらしむ可し。茲に於てか、英國の失業保險制度に於ては、勞働取引所を利用し、以て如上の弊害に當らんとす。即ち失業保險金を交付せらるゝ、失業者は勞働取引所を通じて速に其見出したる職業に就き、保險基金に對する要求を輕減するを必要とし、傭者亦勞働取引所を利用して、勞働者を求めんか、取引所は失業保險法の運用に資する重要な機關たるを得べし。千九百九年五月十九日當時の商務院長官ウインストン、チャーチル氏下院に於て「勞働取引所が其創設經營に就て、失業保險と相關する所大なるが如く、失業保險の計畫も亦勞働取引所の如き、職業を見出し、又就業の意思を確むる設備と相伴はざれば、其施行の完全を期する能はず。兩種の制度は相互に、關聯して、分離するを許さず」と説明したるは兩者の關係を示すの言と云ふ可し。(W. Churchill-Liberalism and

Social Reform, p. 265.)

111

職工組合は後段に於て説明するが如く、組合の爲めに、保險法に關する行政手續

112

を施行するも、組合に屬せざる者は保險事務官に申請す。事務官は申請したる労働者に保險金請求の權利あるや否や、其職業に就くことを拒絶したるは正當なるや否やを決定し、労働者が此決定に異議を挾むときは、Court of Referee に上告し、更に此決定に服せざる時は政府の任命したる審判者の裁決を受け、之を以て終審とす。

議論偶々保險法施行の機關に涉れるを以て、聊か事の細目に就て論せんに、失業保險法の機關は全然之を國民健康保險法の機關と區別し、商務院に於て監督の任に當ると共に、行政は労働取引所を通じて商務院之に當り、地方の行政は職工組合に託す。商務院は失業基金なるものを設け、之に被保險者の醵金を拂込むと共に、保險金を之より支出し、收支の計算は會計検査院長官をして検査せしむ。基金中剩餘金は國債委員に託し、郵便貯金運用に關する規程に準じて、運用利殖せしむ。後に説明するが如く、保險法運用の實際に臨んで、基金に一時缺乏を告ぐることをなしとせず。隨て大藏省は失業基金將來の收入を保證として、固定基金より失業基金に一定の時に於て、三百萬鎊を限り、融通を爲すを得せしむ。但し此貸出金が永

く停滯せんが、此事は即ち保險基金の支拂能力不充分なるを示すものなるを以て、斯る場合には大藏省は保險基金の支拂能力の恢復する程度まで保險料並に保險金に改正を加ふると雖も、備者並に労働者の醵金を合算し、一週間一片以上の引上を行はず、又保險金を一週間五志以下に低下せざるを以て、改正の限度とす。

保險法が労働取引所を以て、運用の機關とするを曩に一言したるが如し、即ち保險事務官は労働取引所に附屬して、事務を行ひ、今日同取引所の存在せざる地方には取引所支局を開設せしむ。千九百十二年一月現在の調査に據るに、労働取引所の總數二百七十三にして、其内譯を擧ぐれば、英蘭二百十六、ウェールズ二十、蘇格蘭二十五、愛蘭十二なり。今千九百十一年十二月十九日に終る五週間内に於て、是等取引所が接受したる職業請求數は十三萬九千二百六十三にして、之に對して取引所は五萬三千十八の職業通告を發し、此内四萬四百八十一の就職者を見たり。而して千九百十一年十二月取引所の記録に残存する求職労働者種別割合を見るに、建築業一割七分、金屬機械業一割六分一厘なるに徴するときは、強制保險を附せらるゝ者が取引所を通じて職業を求むる場合少なからざるや明なり。

113

四

「グント」制度に就ては、曩に一言を費したり。制度の要旨は失業保險の組織は之を職工組合の任意的行動に一任し、國家又は地方自治體に於て之を援助するの一事に存し、端を「グント」に發し、和蘭、伊太利、佛蘭西、獨逸、丁抹諾威に傳はり、殊に佛、丁諾諸國は國費として補助金を支出するを一の特色とす。「國民保險法は失業保險の制度に於て此趣意を參酌して、以て被保險者の數を増加するを期したり。即ち保險法第百六條は、營利を目的とせざる團體にして、失業中、失業者に惠與金を交付する規定を有するもの即ち職工組合に對し、組合が支拂ふ失業惠與金中、一週間十二志以上のものを除きたる金額の六分の一を限度として、補助金を交付するの規定を設けたり。職工組合が此補助金に依て、利益するは論を俟たず。又從來使傭狀態不規律なる産業に關する職工組合にして、全く失業惠與金を支出せざりしものあり。船渠労働者組合、船渠埠頭労働組合の如き、一は二萬二千人、他は一萬三千人の組合員を有するに拘はらず、前記の事情より、今日に至るまで失業惠與金を支出

せざりしが、右の補助金交付の後には、必ず任意的保險の制度を行ふに至る可し。

職工組合が七種の被保險事業に就て、強制失業保險に關する事務を施行すると、前述の如くなるが、是等被保險事業の職工組合は多く失業惠與金を組合員に頒與し、時に其金額は國家の交附する保險金を超過することあり。労働者にして失業惠與金を頒與する職工組合に屬し、一方に保險法の下に賃銀より毎週保險料として二片半を控除せらるゝときは、此二片半は即ち職工組合に對する醜金の一部と見做され、此労働者が失業したる場合には、直に保險帳簿を組合に齎し、組合より國家の支出する七志の失業保險金と此金額を超過する組合の失業惠與金の差額を領收するを得。

強制失業保險の下に立つ労働者の數が二百五十萬人に上るの事實は既に述べたり。政府は保險法を立案するに當り、約四十萬人の職工組合員に就て、失業率を調査し、之を保險料並に保險金算出の基礎に充てたり。右各種組合に於ける失業統計千八百九十一年より千九百十年に至る二十箇年平均を擧ぐるに左の如し。

	一年平均失業率	一年平均失業日數
建築業組合	五 ^一	一五 ^九
機關業組合	五六	一七五
造船業組合	一〇四	三二四
馬車製造組合	三五	一〇九
鋸輪機組合	三六	一一二

職工組合の失業率は毎月末に之を記録し、十二箇月の記録を平均して、一年の失業率を算出し、其二十箇年平均を以て、第一項の數字を得、第二項の數字は第一項の數字を基礎とし、一年の失業率約五分なるは、労働者の五分が一年を通じて常に失業せるか、又は總ての労働者一年中の労働日數の五分だけ失業の状態に居るか、孰れかの事實を示すものとし、平均十五日乃至十六日を以て、失業日數としたり。然も右に掲げたる建築業は大工並に鉛工のみにして、建築業全體に於ては、更に失業率の高きを免かれざるを以て、一年中の失業期間を三十二日四とし、他の労働者に就ても亦失業率の加重す可き事情を參酌して、二十日三とし、而して前者に於て保

險金の支拂はるゝ期間を二十三日、後者に於て十四日四とし、此計算を基礎として計畫を立てたり。又一方に收支の金額を見るに、醜金は労働者、備者並に國家の三者の支拂ふものを合算して、一週間六片三分の二に達し、外に政府は三分の二片を超過する經營費を支出するが故に、保險法會計の負擔する經營費三分の二片を控除するときは、醜金の純額は六片に達すべし。但し労働者が失業並に疾病中は醜金を免除せらるゝが故に、此點より生ずる醜金の減額を計算せざる可からず。隨て被保險者は一年四週間の醜金を負擔するものと計算し、更に備者が規則正しく労働者を使役する場合に生ずる醜金三分の一の減額、十八歳以下の兒童に對する醜金の減額等を計算するときは、一年の醜金は労働者の分九志二片、備者の分七志十片、國家の分七志一片三分の一合計二十三志一片三分の一にして、此内より經營費二志三片三分の二を控除し、純額二十志九片三分の二に當る可く、之を被保險者の全體に乗じて、失業保險の收入二百五十一萬八千磅に達す可し。而して建築業に於て、一年二十三日の失業期間に對し、一週間七志の割合を以て、保險金を支拂はんか、一人に對し一年二十六志十片となり、又機關工業に於て一年十四日四の失業期

間に對する同額保險金の支拂高は一人に對し、一年十六志十片となり、双方の平均二十志二片に當るが故に上記の收入に對し、一人に付き七片三分の二の剩餘を生ず可く、尙ほ曩に説明したる五回の保險料支拂に對し、一回の保險金支拂を爲すの制限其他を商量せんか、剩餘は十片に達すること立案者の豫期する所なるが如し。

以上の諸點殊に數字に就ては、アックランド氏の報告書を參照するを要す。報告書の原名下の如し。 National Insurance Bill: Return containing the Report by Mr. T. G. Ackland on the Scheme for Insurance against Unemployment 192.

五

失業保險の制度施行せらるゝ結果として、果して如何なる程度まで、失業の弊害を抑制し、若しくは失業の原因たる使傭状態の不規律を除却するを得るか。固より保險法を以て、直に失業其ものを刈除するを望む能はず。失業者が失業保險金を收得するも、尙ほ失業の状態に居るは、已むを得ざる所にして、或は保險金に依頼して、却て懶惰なる生活を送らんとする者あるやも亦知る可からず。然らば其勞

働力は社會に對し、何等の用を致す能はずと雖も、然も保險は勞働者が失業し、生活の資を得る能はざるが爲めに蒙る弊害を防ぐの効果あり。蓋し失業者の中には、勞働能力を有するも職業を見出す能はずして、失業せる者あり。又職業に堪へずして、失業の已むを得ざる者あり。而して斯る勞働不適者は頻繁に失業の苦痛を嘗め、然も失業の間自己の生活を支持するの資金を缺けるの結果として生ずるを常とす。然らば國民保險法が其健康保險の方面に於て、將た又失業保險の方面に於て、斯る勞働不適者の發生を防遏するの效果あるや論を俟たず。即ち保險法の下に於ては、失業勞働者は保險帳簿を以て、保險金を請求するを得べく、勞働取引所に接觸して、職業を求むるを得べきが故に、斯る便宜を有せざる者に比較して、貧困に陥る機會少なしとせざる可からず。而して失業保險制度が特に失業を減却する目的を以て、幾多の規定を設けたるは、大に注意を要する所にして、ウエツプ氏が「保險制度は防貧政策に反對するものに非ずして、斯る政策の有用なる隨伴者なり」と云へるは、最も明に國民保險法の性質を明にしたるの言とす可し。是等規定の或るものは前項に於て偶時的に之を掲げたりと雖も、左に其重なるものに就て説

明を試み、其効果を擧ぐ可し。

(一) 一時的勞働。曩に述べたるが如く、傭者が一時的勞働者を使役せんか、規律ある使傭を爲す場合に於けるよりも、多額の保險料を支拂はざる可からず。例へば一週間の内、三日間勞働者を使役する傭者は一週間を通じて、之を使役すると同一の保險料を支拂はざる可からざるが如し。此規定は即ち一時的勞働を抑制するの趣意に出でたるものなること勿論なるが、一方に商務院は勞働取引所の利用を獎勵する爲め、傭者が一週間に、二名又は三名の勞働者を使役するも、勞働取引所を通じて、雇傭したるものなるときは、保險料の支出額を依然二片半の割合に置き、一時的勞働者を使役するより生ずる餘分の負擔を免かれしめ、勞働取引所の利用に依て勞働市場を組織的のものたらしむることを期したり。

(二) 繼續的使傭の獎勵。傭者が一年を通じて、同一人の勞働者を使役したること證明するときは、傭者は曩に其勞働者の爲めに支拂ひたる保險料十志十片の三分の一の拂戻を要求するを得べく、又商工業の不振に際し、傭者が勞働者の一部を解雇して、事業を縮少することの代りに、勞働時間を短縮して、勞働者全部の使傭を

繼續するときには、商務院は傭者並に勞働者双方の釀金を免除するが如き、何れも勞働者の繼續的使傭を獎勵せんとするものに外ならず。

(三) 勞働者の訓練。勞働者にして勞働上の熟練又は知識の缺如せるが爲めに、頻繁に失業するときには、保險事務官は勞働者の知識熟練を檢定する目的を以て、一定の場所に召喚するを得、又之に伴ふ費用は保險基金より支辨するを得べく、又斯る勞働者が召喚に應せず、檢定に應じて、一定の熟練知識あることを示さず、或は檢定の結果、熟練知識の缺陷證明せられ、其恢復を得るの望なきときには、宜しく其事實を商量して、今後勞働者の爲めに適當なる職業を見出すことに注意す可く、技術上の訓練に依て如上の缺點を補ふの望あるときには、保險事務官は商務院の命令に従ひ、失業基金の收入を支辨し、勞働者に訓練を施すを得。但し此訓練に依り、頻繁なる失業の弊を避け、失業基金に對する壓迫を輕減するを得る見込ある場合に限り。

National Insurance Bill: Explanatory Memorandum. 148. pp. 4—5.

英國失業保險法が普通理解せらるゝ失業の危険を保護するに止まらず、更に大

なる社會政策上の目的を達するに必要なる幾多の規定を包含すること斯の如し。近代英國に行はれたる社會的立法少なからずと雖も、吾人は國民保險法を以て、最も興趣に富めるものとせざる能はず、保險法の立案に従事したる商務院官吏サーレウエリン、スミス、法案を議院に於て説明して論難の衝に當りたるロイド、デヨー、デ兩氏の効績大なるは既に世人の認むる所なれども、今後實施の年を重ねるに隨ひ、幾多規定の裏面に潜在する効果が實際に發揚せらるゝに至るは、吾人の固く信ずる一事なりとす。

貨幣の本質

神戸 正雄

貨幣が近世經濟組織に於ける重要な成分を成し、諸般の經濟現象にして貨幣に交渉を有せざるものなきことは殆んど争ふべからざる事實にして、斯くて或は此に經濟現象の特徴を認め、或は經濟學研究の出發點を求めんとする者ある程なり。此に於てか貨幣の研究は經濟學の全局に亘る重要問題として、理論及政策の總べての方面よりの切なる要求たるを疑はず。予輩の近頃之が研究に着手したる所以なり。然乍ら從來此貨幣に對して下されたる學者の見解は多様雜多に出で、歸一する所なく、後學をして殆んど其向ふ所を迷はしめずんばあらず。予輩自ら此難問題を解決するの力なきを知ると雖も、敢て此に研究の一端を披瀝するは先覺諸家の此正を得て啓蒙する所あらんが爲めのみ。